

「鹿児島県過疎地域持続的発展方針（案）」に対する意見募集

令和３年度に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）」に基づく、現行の「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」が令和８年３月に期間満了することから、県では、令和８年度から令和１２年度までの５年間を期間とする新たな県方針を策定することとしています。

このたび方針（案）を取りまとめましたので、広く県民の皆様からの御意見を募集します。お寄せいただいた御意見につきましては、方針の参考とさせていただきます。

１ 意見募集の対象

鹿児島県過疎地域持続的発展方針（案）

２ 公表資料

- (1) 鹿児島県過疎地域持続的発展方針（案）について
- (2) 鹿児島県過疎地域持続的発展方針（案）

３ 意見募集の期間

令和７年９月２４日（水曜日）から１０月２３日（木曜日）まで
（郵送の場合は、期間最終日の消印があるものまで有効とします。）

４ 資料の閲覧場所

- (1) 地域政策課（県庁７階）
- (2) 県政情報センター（県庁２階）
- (3) 県の地域振興局・支庁及びその離島事務所

鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課

〒892-8520 鹿児島市小川町 3-56 TEL:099-805-7205

南薩地域振興局総務企画部総務企画課

〒897-0031 南さつま市加世田東本町 8-13 TEL:0993-52-1307

北薩地域振興局総務企画部総務企画課

〒895-8501 薩摩川内市神田町 1-22 TEL:0996-25-5107

始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町 12 TEL:0995-63-8109

大隅地域振興局総務企画部総務企画課

〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目 16-6 TEL:0994-52-2087

熊毛支庁総務企画部総務企画課

〒891-3192 西之表市西之表 7590 TEL:0997-22-0498

屋久島事務所総務企画課

〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650 TEL:0997-46-2211

大島支庁総務企画部総務企画課

〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3 TEL:0997-57-7218

瀬戸内事務所総務課

〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36 TEL:0997-72-2111

喜界事務所総務係

〒891-6201 大島郡喜界町赤連 2901-14 TEL:0997-65-2091

徳之島事務所総務課

〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 7216 TEL:0997-82-1333

沖永良部事務所総務福祉課

〒891-9111 大島郡和泊町手々知名 134-1 TEL:0997-92-1632

5 意見提出の方法

(1) 郵送またはFAX, (2) 電子メールのいずれかの方法により提出してください。

御意見等の内容を確認させていただく場合がありますので、氏名、住所及び連絡先(電話番号、メールアドレス等)を必ず明記してください。

また、氏名、住所及び連絡先を明記していただければ、「意見提出用紙」以外の任意様式による提出でもかまいません。

なお、御意見の内容を正確に把握するため、お電話や窓口での口頭による御意見はお受けいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 郵送またはFAXの場合

「意見提出用紙」をダウンロードまたは上記「閲覧場所」で入手の上、必要事項を御記入いただき、下記6の提出先にお送りください。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県総合政策部地域政策課地域振興係宛て

(2) 電子メールの場合

「意見提出用紙」のファイルに必要事項を御入力の上、件名を「鹿児島県過疎地域持続的発展方針（案）意見」としたメールに添付して、下記 6 のアドレス宛に送信してください。

6 意見の提出先・意見募集の問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県総合政策部地域政策課地域振興係宛て
電話：099-286-2428
FAX：099-286-5529
メールアドレス：rdpcs@pref.kagoshima.lg.jp

6 個人情報の取扱い

住所、氏名等の個人情報については、この意見募集のためのみに利用し、第三者に提供するなど、目的以外に使用することはありません。

また、お寄せいただいた御意見の公表に際しましては、これらの個人情報は一切公表しません。

7 その他

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する県の考え方については、取りまとめた上で、後日公表します。

なお、御意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。